

維持管理協定書

茨木市水道事業管理者(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)の間において、乙が行う建築物(集合住宅等)の給水装置の施工及び維持管理に関し、次のとおり協定を締結する。

(基準等)

第1条 乙が茨木市
で行う給水装置は、この協定書で定めるほか茨木市給水条例、同施行規程、施行基準及び直結給水施行基準に基づき、施工管理しなければならない。

(給水装置の維持管理区分)

第2条 配水管分岐から設けられた給水装置で建物敷地内第一止水栓より以降の給水装置を、乙の管理とする。(別添図面のとおり)

(給水装置の維持管理)

第3条 乙は、水が汚染し、漏水しないよう、又給水装置の付近に維持管理上支障となる障害物等を設けないよう、給水装置を最良の方法で管理しなければならない。

2 前項の管理義務を怠ったために生じた損害は、乙の責任とする。

3 乙は、給水装置に異常があるときは、指定給水装置工事事業者に修繕その他必要な装置を請求しなければならない。その修繕等に要した費用は、乙の負担とする。

4 前項の規程にかかわらず、第三者による破損等に係る修繕費等は、原因者の負担とする。

5 乙は、甲が維持管理上必要と認めたときは、当該敷地内(建物内も含む。)の掘削等について無条件で同意するものとする。

(メータの管理)

第4条 乙は、検針及びメータ取替等がいつでも容易に行えるよう管理しなければならない。

(協定内容の継承)

第5条 給水装置の所有権を移転する場合は、前各条に掲げる事項について乙は、必ずその継承者に引き継ぐものとし、そのむね甲に届け出するものとする。

(その他)

第6条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲・乙協議の上処理するものとする。

この協定書の証しとして、本書2通を作成し甲・乙記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨木市駅前四丁目7番55号
茨木市水道事業管理者

乙 住 所
氏 名

印

〔自署の場合は押印不要〕